

支える会ニュース

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2
TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861
メール : sasaerukai@20jyosaiban.net
HP : <http://www.20jyosaiban.net/>
郵便振替 00170-7-386997 郵政 20 条裁判を支える会

東日本裁判、証人尋問の期日が確定！

2017 年 2 月 6 日、20 日、13 時 10 分、東京地裁 527 号法廷



第 6 回口頭弁論終了後の報告集会

東日本 20 条裁判の第 6 回口頭弁論（通算すると第 15 回）が東京地裁・527 号法廷で、11 月 7 日に行われました。口頭弁論終了後の進行協議で証人尋問の期日が確定しました。12 月 1 日に進行協議が入り、証人の時間割り、順番の確定等が決められ、年が明けて 2 月 6 日（月）、2 月 20 日（月）、いずれも 13 時 10 分から、東京地裁 527 号法廷と決まりました。証人は原告側が原告本人も含めて 6 名、被告・会社側が日本郵便本社の人事部課長、係長、そして現場の局の集配営業部長の 3 名となっています。

提訴から約 2 年半が経て、いよいよ裁判は最大の山場を迎えます。支援のみなさんの最大限の傍聴参加をお願いします。東日本の証人尋問の期日により、西日本の裁判のそれはその後になり、東日本の判決は夏前になることが予想されます。

この日の裁判には 61 名の傍聴参加がありました。終了後の報告集会にも多くの仲間が参加しました。棗弁護士が代表して進行協議の報告も含めた裁判全体の報告を行い、当日参加した水口弁護士、梅田弁護士、平井弁護士、伊藤弁

護士がそれぞれ担当する原告側証人の準備状況や裁判への決意を述べられました。前日の集会、そして当日の日本郵政本社前の行動に参加してきた東西 9 名の原告から決意表明、とりわけ証人期日が決まった東日本の原告の 3 名は証人尋問へ向けての熱い思いを語りました。メトロコマース原告の後呂さん、東京東部労組の須田書記長から連帯のあいさつがありました。メトロコマース裁判は 12 月 15 日の口頭弁論で結審を迎えます。それに合わせて地裁前の座り込み行動のとりくみ等が予定されています。ともに連帯してたたかっていきたいと思えます。

7 日は早朝から 20 条裁判としては初の日本郵政本社前での行動がとりくまれました。日巻 20 条闘争本部委員長のあいさつ、支援からの連帯のあいさつにつづき、全国から参加した郵政ユニオン各地方本部の代表からの決意表明が行われました。原告一人ひとりには本社に向けて非正規への差別・格差の改善を熱く訴えました。



裁判を前に日本郵政本社前で行動

「労契法20条裁判の勝利をめざす交流集会」

会場満席の160名が参加！



労契法20条裁判の意義を熱く語る森弁護士

正社員との格差是正を求めたそれぞれの20条裁判が山場を迎えている中、「すべての20条裁判がんばれ！」の思いを込め、「労契法20条裁判の勝利をめざす交流集会」が11月6日、東京・文京区民センターで行われました。集会には全国から郵政20条裁判原告9人を含む郵政ユニオン組合員や30を越える労組、団体合わせて160名が参加し、会場は満席となりました。

第1部の学習・講演集会では日巻郵政ユニオン20条裁判闘争本部委員長が主催者あいさつを行い、東日本弁護団の森一郎弁護士が「労働契約法20条裁判の現状と課題」と題した基調報告を行いました。

20条各裁判の判決や裁判状況を報告し、東日本裁判では「木に竹をつなぐ」（「不釣り合い」ということわざ）という会社側の考えを法律の趣旨は「木と竹の差をできるだけ縮めて、接げるようにすることにあり、木と竹は違うと言うだけでは反論になっていない」という裁判所の考えを紹介しました。また「社会が容認している」という司法判断に立った長澤運輸控訴審判決に対して、司法の役割を放棄していると厳しく批判しました。

続いて西川大史弁護士が西日本裁判、青龍美和子弁護士がメトロコマース裁判の現状を報告しました。

「長澤運輸控訴審判決」の特別報告では宮里邦雄弁護士が控訴審で逆転した判決を「社会的に容認⇒『それを言っちゃおしまいよ』、実質的に20条を否定した判決だ」と批判しました。

千葉・内陸バス裁判をたたかうのはなユニオンの鴨委員長からも報告がありました。

第2部の激励交流会では「正社員と期間雇用社員の格差」を取り上げたショートコントが会場を笑いの渦に巻き込みました。演じたのは郵政「希望の光」劇団？でした。郵便うたごえ合唱団も力強い歌を披露してくれました。

最後は参加者全員で団結ガンパロウ、そして「がんばろう」の大合唱で集会を締めくくりました。学び、団結し、交流を深めることができ充実した20条集会でした。



岩井正社員と宇田川期間雇用社員のコント

■ 20条裁判の今後の日程 ■

□ 東日本裁判

- ・ 12月1日（木） 16時30分 東京地裁
（進行協議で傍聴なし）
- ・ 口頭弁論（証人尋問）日程は表面に掲載

□ 西日本裁判

- ・ 11月30日（水） 11時30分 大阪地裁
（進行協議で傍聴なし）

◇ メトロコマース裁判

- ・ 12月15日（木） 13時15分 東京地裁709号
- ※ 結審予定。東部労組は、12日～15日に地裁前座り込み行動を計画しています。連帯し積極的な参加をお願いします